

新型コロナウイルス感染症の緊急経済対策として、「特別定額給付金」の支給を行っております。この申請受付期間は、8月7日（金）までとなっておりますので、まだ申請を済まされていない方は手続きをしてください。

申請書に必要事項をご記入の上、本人確認書類と振込口座が確認できる書類のコピーを郵送してください。必要書類をコピーできない場合は、役場の各窓口書類をお持ちください。

また、給付金を装った詐欺にご注意ください。この給付金の申請で、町や総務省の職員がATMの操作や、手数料の振込をお願いすることはありません。

ご不明な点などございましたら、総務課 電話：0866-54-1313番までお問い合わせください。

注1：1回の放送は400字以内です。注2：同一内容の放送回数は、原則として4回までです。

注3：書式（フォントサイズ・間隔・行間等）を変更しないでください。